NPO法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会 東京支部主催　継続教育研修会

2024年から相続関連制度が大きく変わった！

近年の改正を踏まえた相続対策等についての専門家によるFPへの実務解説

相続時精算課税に係る基礎控除の創設、暦年課税による生前贈与の加算対象期間等の見直し、財産評価通達の改正がありました。また、所有者不明土地・空き家問題対策として、相続登記が義務化されました。このような大きな改正事項は、相続相談を受けるFPにとって、その趣旨と内容についてしっかりと理解しておくことが重要だと思われます。本研修会では、桑田悠子税理士から「相続税改正により、暦年課税と相続時精算課税のどちらを選択したらよいのか、マンション評価はどう変わったのか、改正内容を踏まえて、具体例を交えて解説」、竹内裕詞弁護士から「近年の相続関連制度の改正を踏まえて、相続・事業承継対策実務への影響について」を中心に、FPとして知っておくべき内容を解説していただきます。

開催日時：2024年2月3日（土）13：00～16：30

第一部 「2024年から改正の生前贈与とマンション評価を踏まえた最新の相続税対策」

円満相続税理士法人　代表社員　税理士　桑田　悠子　氏

暦年課税の7年加算期間延長と精算課税への110万基礎控除創設で、どちらを選択するかで将来の相続税に大きな差が出ます。マンション評価も改正されます。改正内容を踏まえたうえで、基礎的な相続税の対策からよくある勘違いまで、具体例を交えて解説していただきます。

第二部 「近年大きく変わっている相続制度について～相続・事業承継対策実務への影響」

さくら総合法律事務所　弁護士　竹内　裕詞　氏

2018年に民法（相続関係）が、2021年に民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等が改正され、2024年4月には2021年改正の不動産登記法部分が施行されます。本セミナーではこれら改正法を中心に、相続・事業承継対策実務への影響についてお話ししていただきます。

会場　：　東京都千代田区大手町1-3-7
日経ビル日経ホール（右地図参照）
受講料　：　3,300円（税込）
認定単位：　3.5単位（相続）
※申込受付は、日本FP協会東京支部サイト、または日本FP協会Myページにて12月15日（金）から受付開始の予定です。

〈お問い合わせ〉日本FP協会　東京支部
tokyo_bb@jafp.or.jp

桑田　悠子氏【プロフィール】

祖父の死から相続のプロになることを決め、大学卒業後に税理士試験を志す。税理士法人山田＆パートナーズを経て、円満相続税理士法人のパートナーに就任し、上場会社監査役も務める。「難しいことを、分かりやすく話す」ことをモットーとし、セミナーの対象は、一般の方からプロまで幅広い。法人の顧問は1件も持たず、生前対策・遺言・事業承継・相続税申告など、年間100件以上の資産税案件を手掛ける。WBS・エコノミスト等のメディアから取材を受け、SNSでも人気の税理士。

竹内　裕詞氏【プロフィール】

愛知県生まれ。名古屋大学法学部卒。1993年弁護士登録（愛知県弁護士会所属）。さくら総合法律事務所代表。名古屋大学法科大学院教授（2009年度～2011年度）。一般社団法人日本相続学会副会長。名古屋家庭裁判所家事調停委員。遺産分割、遺留分等の紛争代理人を務め、遺言・信託を利用した相続・事業承継対策を行うほか、家事調停委員として紛争解決を担っている。著書に、「事業承継・相続対策に役立つ家族信託の活用事例」（清文社 2016年・共著）等がある。

特定非営利活動法人（NPO法人）
日本ファイナンシャル・プランナーズ協会 東京支部